

# 温泉利用許可に関する手続きについて

温泉に関しては、温泉法の規定により各種手続きが定められています。

## ●温泉に関する手続き

手 続 き を 要 す る 事 項	手 続 き 種 別	所 管
① 温泉の掘削（増掘を含む）・動力装置の設置を実施する場合	掘削許可申請にかかる手続き	県
	動力装置許可申請にかかる手続き	
② 温泉のくみ上げを反復継続的に実施する場合	温泉採取許可申請にかかる手続き	
	可燃性天然ガス濃度確認申請にかかる手続き	
③ 温泉を公共の浴用または飲用に供する場合	温泉利用許可にかかる手続き	市
	温泉成分等の掲示内容にかかる手続き	

※手続きには、変更、廃止などの手続きも含まれます。

※温泉法には、外に、温泉分析機関の登録に関する手続きもあります。

上記手続きの内、③の温泉の利用に関する手続きについては以下を参照の上、庄原市環境政策課で行ってください。

(①、②に関する手続きについては広島県の担当課(広島県薬務課 電話:082-513-3221《平成27年4月1日現在》)で行ってください)

## 1 温泉利用許可にかかる手続き

### (1) 温泉利用許可申請

温泉を公共の浴用または飲用目的で利用する場合、利用許可の申請が必要となります。なお、利用許可は、飲用の場合蛇口ごとに、浴用の場合は浴槽ごと※に必要となります。

なお、現地調査を温泉利用開始前に行いますので、おおむね利用開始予定日の30日程度前までに申請してください。

申請手数料 (平成27年4月1日現在) 35,000円

庄原市指定の納付書により、申請手数料相当額を納付すること。

#### 【添付書類】

温泉法第15条第2項各号に該当しないことを誓約する書面	・参考様式あり(誓約書)
温泉の成分分析成績書	・登録分析機関で行ったもので、10年以内に分析されたもの ・検体は利用施設におけるものが原則。ただし、利用場所とゆう出口間の距離、引湯施設、利用施設等からみて両者の温度、成分に差異がないと認められる場合は、ゆう出口のものも成績書も可
一般細菌、大腸菌群、全有機炭素(TOC)の検査成績書	・飲用目的で利用する場合に追加で添付 ・検体は飲用施設の蛇口から採水したものであること
平面図	・施設内の浴室、飲用施設、消毒装置および換気口の位置が分かる図面
配管図	・源泉からの引湯および加水の様子、循環(ろ過)装置の状況が分かる図面
利用施設の構造を表す図面	・浴槽、飲用施設の構造が分かる図面(立面図等)
定款または寄付行為の写し	・申請者が法人の場合のみ追加で添付

## ※温泉利用許可（浴用）の単位例外

原則は浴槽ごとに利用許可申請が必要ですが、次のとおり例外があります。

- ① 2つ以上の浴槽が同一浴室にある  
⇒ 浴室ごとに1件として申請を行う
- ② 屋内の浴室に隣接し、かつその浴室から直接出入りできる露天風呂がある  
⇒ 露天風呂を当該浴室の一部とみなし、浴室ごとに1件として申請を行う
- ③ 宿泊施設等において、浴室付き個室が2つ以上ある場合  
⇒ フロアごとに、それらの浴室を一括して1件として申請を行う

※ 1つの源泉を利用する場合 もしくは 2つ以上の源泉であって、全て泉質が同じ、または、混合して利用する場合のどちらかに該当することが前提

※利用許可を受けた後、状況に応じて（2）～（5）の手続きが必要となります。

### （2）変更届

利用許可申請書に記載した事項に変更があった場合、遅滞なく届け出てください。

※増改築などによる大幅な温泉利用施設の構造設備の変更がある場合には、新たに温泉利用許可が必要となるため、必ず事前に連絡・相談を行ってください。

#### 【添付書類】

変更事項を証する書類

### （3）廃止届

温泉の利用を廃止した場合は、遅滞なく届け出てください。

#### 【添付書類】

温泉利用許可指令書

### （4）承継承認申請（相続）

温泉利用許可を受けた者が死亡した場合、相続人が相続により、温泉利用許可を受けた者の地位を承継する場合は、死亡から60日以内に承継承認の申請を行ってください。

申請手数料（平成27年4月1日現在） 7,400円

庄原市指定の納付書により、申請手数料相当額を納付すること。

#### 【添付書類】

戸籍謄本	・相続人すべてがわかるもの
相続人全員の同意証明書	・相続人が承継者本人のみである場合は不要
温泉法第15条第2項各号に該当しないことを誓約する書面	・参考様式あり

### (5) 承継承認申請（合併・分割）

温泉利用許可を受けた法人に合併または分割があり、温泉利用許可を受けた法人の地位を承継する場合は、承継承認の申請を行ってください。

申請手数料（平成27年4月1日現在） 7,400円

庄原市指定の納付書により、申請手数料相当額を納付すること。

#### 【添付書類】

合併契約書	・合併の場合のみ追加で添付
分割計画書もしくは分割契約書	・分割の場合のみ追加で添付
温泉法第15条第2項各号に該当しないことを誓約する書面	・参考様式あり

## 2 温泉成分等の掲示内容にかかる手続き

### 温泉の成分等掲示内容届

温泉利用に際しては、温泉成分等の必要事項を施設内の見やすい場所に掲示することおよびその内容の届け出が義務付けられています。温泉利用許可を受けた後、温泉の成分等掲示内容を届け出てください。

なお、登録分析機関で10年ごとに温泉成分分析を行い、分析結果を受け取ってから30日以内に、あらためて成分等掲示内容を届け出る必要があります。

#### 【添付書類】

温泉の成分分析成績書	・登録分析機関で行ったもので、10年以内に分析されたもの
掲示しようとする内容の書面	・掲示内容には以下項目を記載 <b>〈掲示事項〉</b> ① 源泉名 ② 温泉の泉質 ③ 公共に供する場所における温泉の温度 ④ 温泉の成分 ⑤ 成分分析年月日 ⑥ 登録分析機関の名称および登録番号 ⑦ 浴用または飲用の禁忌症 ⑧ 浴用または飲用の方法および注意 ⑨ 温泉に加水して利用する場合は、その旨およびその理由 ⑩ 温泉を加熱して利用する場合は、その旨およびその理由 ⑪ 温泉を循環させて利用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合はその旨を含む）およびその理由 ⑫ 温泉に入浴剤*を使用する場合は、または温泉を消毒して利用する場合は、当該入浴剤の名称または消毒の方法、およびその理由 *着色、着香、または入浴の効果を高める目的で加える物質。ただし、入浴するものがその使用を容易に判別できるもの（ゆず、しょうぶ等）を除く